

令和5年 第1回
教育委員会臨時会会議録

令和5年1月23日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2604号
令和5年第1回臨時会

日 時 令和5年1月23日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真 希 子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多 賀 子
	学 務 課 長	佐々木 貴 弘
	学校施設担当課長	井 谷 啓 人
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2564号 第4回定例会(令和3年4月13日)
- 第2565号 第11回臨時会(令和3年4月27日)
- 第2566号 第13回臨時会(令和3年5月5日)
- 第2567号 第5回定例会(令和3年5月11日)
- 第2568号 第14回臨時会(令和3年5月25日)
- 第2569号 第6回定例会(令和3年6月16日)
- 第2570号 第7回定例会(令和3年7月19日)
- 第2571号 第8回定例会(令和3年8月23日)
- 第2572号 第9回定例会(令和3年9月23日)
- 第2573号 第21回臨時会(令和3年9月27日)

日程第2 審議事項

- 1 旧三光小学校における地域開放の休止について
- 2 港区青少年委員の委嘱について
- 3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について
- 7 令和5年度港区立みなと科学館の臨時休館について

日程第3 報告事項

- 1 港区立御田小学校改築に伴う旧三光小学校の活用について
- 2 令和4年度港区教育委員会表彰被表彰者について
- 3 港区スポーツセンタープールの休止について
- 4 港区立幼稚園の子育てサポート保育等の充実について
- 5 令和5年度港区小中学生海外派遣について
- 6 MINATO×東京2020レガシーイベントの開催について
- 7 後援名義等の12月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 11 図書館の12月分利用実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 13 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について
- 15 2月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和5年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

ではまず、本日運営に関して、日程第1、会議録承認後の流れについて、お図りいたします。会議録承認後は、日程の第2、審議事項第1の説明に先立ち、関連する報告事項第1の説明を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議事日程を一部変更して進行することといたします。

日程第1 会議録の承認

第2564号 第4回定例会(令和3年4月13日)

第2565号 第11回臨時会(令和3年4月27日)

第2566号 第13回臨時会(令和3年5月5日)

第2567号 第5回定例会(令和3年5月11日)

第2568号 第14回臨時会(令和3年5月25日)

第2569号 第6回定例会(令和3年6月16日)

第2570号 第7回定例会(令和3年7月19日)

第2571号 第8回定例会(令和3年8月23日)

第2572号 第9回定例会(令和3年9月23日)

第2573号 第21回臨時会(令和3年9月27日)

○教育長 日程の第1、会議録の承認に入ります。

令和3年4月13日開催の第2564号 第4回定例会から令和3年9月27日開催、第2573号 第21回臨時会までの10件について、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山内委員 一応確認ですが、私もこの前、修正を出しましたが、それを全部反映していただいていますでしょうか。

○教育長室長 ご指摘のところ全て、反映してございます。よろしくお願ひいたします。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 それでは、ご異議がないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第2 審議事項

○教育長 日程の第2、審議事項に入ります。

日程第3 報告事項

1 港区立御田小学校改築に伴う旧三光小学校の活用について

○教育長 初めに、議案第3号の説明に先立ち、報告事項第1、「港区立御田小学校改築に伴う旧三光小学校の活用について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、本日付報告資料1「港区立御田小学校改築に伴う旧三光小学校の活用について」ご説明いたします。報告内容です。旧三光小学校について、港区立御田小学校の改築に伴い、令和6年4月から令和9年3月まで、仮移転先として活用するため、令和5年度に改修工事を実施し、仮校舎として整備します。

項番1「経緯」です。旧三光小学校については、平成30年に暫定活用方針として、令和4年度末までは学童クラブ、保育室、文化財保管庫として利用し、令和5年度以降は、小学校等の改築が必要となった際の仮校舎として利用することを教育委員会にてご審議いただき、決定しております。また、令和2年には、御田小学校を改築すること、改築期間中の移転先として旧三光小学校を活用することを教育委員会にてご審議いただき、決定しております。これらについては、区民文教常任委員会へも報告をしております。来年度から実際に改修工事を行うことから、本日改めてご報告させていただきます。

項番2「仮校舎の整備概要」です。整備後の施設概要は記載のとおりで、具体的な諸室のレイアウトは資料1-2にお示ししたとおりになります。普通教室の数については22教室整備し、適切な学校運営が行えるよう、そのほかの必要諸室を整備いたします。

項番3「旧三光小学校の周辺住民及び利用者への周知」についてです。令和6年4月から、御田小学校の仮校舎として利用することについて、周辺にお住まいの方々を対象とした説明会を開催し、周知いたします。また、この後の審議事項の説明にもなりますが、現在旧三光小学校を利用している団体等に対しても、改修工事期間中の利用ができない旨を周知いたします。

項番4「今後のスケジュール」についてです。本日のご報告内容を1月27日に区民文教常任委員会にご報告し、令和5年第1回定例会に改修工事の契約議案の提出を行います。2月下旬に、周辺住民を対象とした説明会を開催し、4月には工事説明会を開催する予定です。その後、5月から令和6年2月まで改修工事を行い、令和6年4月から令和9年3月まで3か年、仮校舎として利用いたします。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

1 旧三光小学校における地域開放の休止について

○教育長 次に議案第3号「旧三光小学校における地域開放の休止について」説明をお願いいたし

ます。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー1を用いまして、ご説明いたします。本件は先程の本日付報告事項1に伴いまして、その工事期間中、旧三光小学校で実施しております地域開放を休止することについてお諮りするものでございます。

2ページ目を御覧ください。審議内容といたしましては、「港区立御田小学校の改築に伴い、旧三光小学校を仮校舎とするための改修工事を実施します。これに伴い、現在、旧三光小学校で実施している地域開放（スポーツ開放）を休止いたします。

項番1「旧三光小学校の地域開放休止期間（予定）」でございます。こちらは、改修工事期間となります令和5年4月1日から令和6年3月31日までを休止期間といたします。ただし、改修工事の状況によりまして、この日程を変更する可能性がございます。

項番2「告示日（予定）」でございます。こちらはその後、区民文教常任委員会への報告を予定しておりますので、その後、1月27日に告示予定としております。

項番3「使用団体への周知方法」でございます。こちらにつきましては、告示後速やかに、広報みなど、区ホームページ等を通じまして、周知してまいります。

項番4「今後のスケジュール（予定）」でございます。今週金曜日、1月27日に開会予定の区民文教常任委員会への報告後、2月上旬から団体への周知を開始いたします。その後、4月1日からの工事開始に伴い開放を休止し、改修工事が終了後、令和6年4月1日から地域開放を再開いたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご協議くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 ご説明ありがとうございます。したがってこの期間を、既に利用しているところは、代替地とか、その辺の問題はどうなのでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在利用していただいております、学校事前届出団体の方には、内々に状況を説明しているところでございます。状況を伺いましたところ、既に旧三光小学校以外を活動場所としている団体さんであったりですとか、近くの神応小学校の跡地に、この後いきいきプラザが開設予定となっておりますが、そちらの方をご利用される団体など、ある程度のところで、今後の活動場所については目星をつけているというところでございます。

○田谷委員 了解いたしました。ちなみに、現在利用している団体は、何団体くらいあるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校事前届出団体としてご利用していただいている団体は、約10団体でございます。

○田谷委員 その10団体の、旧三光小学校の利用している場所は体育館とか、その他の施設とか、それぞれ何団体というのはわかりますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 旧三光小学校の場合、校庭は今使っておりませんので、体育館と1

階のサンライトホールになるのですが、サンライトホールが2団体、体育館の方が7団体となっております。

○田谷委員 分かりました。できる限りスムーズに移行していただけるとありがたいなと思います。またその辺でご苦労があると思いますので、また何かありましたら、この会でご報告をお願いいたします。以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 承知いたしました。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決することといたします。

2 港区青少年委員の委嘱について

○教育長 次に議案第4号「港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 続きまして、本日付議案資料ナンバー2を用いましてご説明いたします。本件は、欠員となっております高松地区の青少年委員に関しまして、令和4年12月12日付で候補者の推薦がありましたので、新たに港区青少年委員を委嘱することにつきましてお諮りするものでございます。

2ページ目を御覧ください。審議事項につきましては、繰り返しになりますが、港区青少年委員の設置等に関する規則第4条に基づき、港区青少年委員を委嘱することについて、お諮りするものでございます。

項番1「青少年委員候補者」でございまして、高松地区、小学校区は白金小となっております。上野与志仁氏。今回、新規の承認依頼でございまして。

「任期」でございまして。こちらはご承認いただいた後、令和5年2月1日から、今回の任期となります。残留期間の令和6年3月31日までとなります。

項番3「理由」につきましては、高松地区の欠員1名につきまして、令和4年12月12日付で港区青少年対策高松地区委員会会長から候補者の推薦があったため、お諮りするものでございます。

項番4「その他」といたしまして、上野氏の略歴を記載しております。港区青少年対策地区、高松地区のみならずキャンプ村のボランティア従事や、港区立高輪台小学校のPTAとして、岩井水泳教室への同行、また、港区立三光学童クラブにおいては、ボランティアとして、事業のお手伝いをスタッフ等として従事していただいております。また、自主的な活動といたしまして、地域でハゼ釣り教室やキャンプ教室などを主催している方となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第5号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー3を用いましてご説明いたします。

本件は、昨年8月の第8回港区教育委員会定例会においてご決定いただきました、赤坂小学校屋内プールの地域開放の終了及び赤坂中学校屋内プールの地域開放の開始に伴いまして、関連する規定の一部を改正することについてお諮りするものでございます。

2ページ目を御覧ください。こちらが今回改正する規則の案文でございます。説明につきましては、その次の次のページです。本日付議案資料のナンバー3-2の新旧対照表を用いましてご説明いたします。上段が改正案、下段が現行の条文でございます。第4条と別表第1の部分に、赤坂小学校に関する記載を削除いたしまして、赤坂中学校に関する記載を追加するものでございます。

続きまして、本日付議案資料ナンバー3-3を御覧ください。審議内容につきましては、繰り返しのようになりますが、赤坂小学校の屋内プールで実施している地域開放を終了し、赤坂中学校の屋内プールでの地域開放を開始することに伴い、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正することをお諮りするものでございます。

項番1「改正理由」、項番2「改正内容」につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

項番3「施行期日」でございます。こちらは令和5年4月1日を予定しております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 前回ご説明があったかもしれないのですが、赤坂小学校の屋内プールを使用終了して、この部分はどういう施設に生まれ変わるのでしょうか。

○学校施設担当課長 赤坂小学校の屋内プールについては、来年度の夏から、概ね12月くらいまでをかけて、遊び場として活用できるよう、屋内小体育館のようなつくりとして整備いたします。

○教育長 田谷委員、よろしいでしょうか。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第5号について原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に議案第6号「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは資料ナンバー4を用いまして、議案第6号「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明をさせていただきます。

審議内容、「改定理由」につきましては、こども家庭庁設置法の施行によりまして、令和5年4月1日に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることになっております。また、こども家庭庁の設置に伴う整備法の施行により、子ども・子育て支援法等の規定の整備がされます。整備法の施行に伴いまして、条例で引用しています、子ども・子育て支援法の条項番号の変更が生じるということで、港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正することをお諮りするものでございます。

「改正内容」につきましては、第1条第2号中の第19条第1項第1号を第19条第1号に改正するものでございます。

「施行期日」につきましては、令和5年4月1日。

「今後のスケジュール」につきましては、第1回定例会で条例改正のご審議をいただく予定になっておりまして、施行は先程ご説明したとおりになってございます。

甚だ簡単ではございますが、補足説明は以上とさせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

次に議案第7号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を

改正する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは議案第7号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

資料は本日付の教育委員会議案資料ナンバー5となります。恐れ入りますが、一番後ろについております資料ナンバー5-3において、内容の方を説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

初めに項番1「改正の理由」でございます。幼稚園教育職員の休憩時間につきましては、勤務時間条例の第7条第2項にて、規則の定めるところにより、通常1時間の休憩時間を短縮することができるかと規定されております。しかしこれまで、幼稚園教育職員において休憩時間を短縮する職員が見込まれていないため、現行の勤務時間条例施行規則においては規定を明記しておりませんでした。この扱いは、区職員、区長部局についても同様でございました。今回、区長部局の方で妊娠中の職員の休憩時間の短縮について、改正を実施いたします。これに併せまして、幼稚園教育職員につきましても同様に規定内容を整備したいと考えてございます。

続いて項番2「改正内容」についてです。妊娠中の職員について、通勤に利用する交通機関の混雑等により、自身の健康維持や胎児の健全な発達を阻害する恐れがある場合は、職員からの申請により休憩時間を1時間から45分に短縮すること等を規定いたします。

資料の中の図を御覧ください。休憩時間を短縮することにより、退勤時刻を前倒しする例を示させていただきました。通常の勤務時間は8時15分から17時まで。その間、1時間を休憩時間としております。これが、妊娠中の職員におきまして申請があった場合、休憩時間を45分とすることで、その分、退勤時刻が15分前倒しとなり、これにより通常より早く退勤することが可能となるものでございます。

出勤時刻を逆に15分後ろに倒すことも可能となります。なお実際に勤務する時間は、当然ですがどちらも7時間45分となります。

最後に項番3「その他」についてです。今回の規則改正は、昨年10月24日の教育委員会臨時会においてご審議いただきました、本年4月1日から施行予定の一部改正規則に、さらに今回の改正事項を加えるものでございます。そのため、分かりづらくて申し訳ございませんが、改正手続き上、件名等の末尾が「規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」と変則的な表現、表記となっております。今回の改正内容も含め、改正後の勤務時間条例施行規則が令和5年の4月1日から施行予定となっております。説明は以上となります。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

○中村委員 質問します。妊娠中の職員のための改正のようですが、退勤時間を早めたり、あるいは出勤時間をそれにすると。出勤途中での通勤の混雑等によるトラブルというものを避けるためというのはよく分かるのですが、休憩時間を1時間から45分に15分短くなる訳ですから、15分短くなるということに対しては何か不安というか、休憩時間が短くなること自身は、長くなるな

ら別にいいのですが、短くなると、何か短くすることによる懸念材料とかもありそうな気もするのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○教育人事企画課長 懸念されることとしましては、他の教職員が、当然1時間休憩時間をとっておりますので、この15分のずれによって、会議の設定等、その職員に気を使いながらとか、お互いに気を使わなければいけないところがあるかなと想定しております。ただ、実際に今も妊婦の通勤時間ということで、始業時と就業時に既に30分ずらす、混雑回避のためにとることができる妊婦通勤時間というものがございますので、多分、そちらを活用される方が多くて、今回の休憩時間の短縮を申請される方はほとんどないだろうと想定はしております。以上です。

○中村委員 今、課長からの説明にあったとおりで、現在も30分の繰り上げ、繰り下げという制度が別途あるので、むしろそちらを使った方がいいので、この制度は事実上は使わない職員が多いのではないかという、そういうご趣旨ですね。

○教育人事企画課長 そのとおりでございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 今のことで確認ですが、まず通勤は特に、電車によっては時間帯によって混雑するので柔軟に対応できるというのはいいことだと思いますが、もともと30分動かせるということがある中で、さらにこれで休憩時間を15分短くできるということは、両方合わせれば45分動かせるという理解でよろしいですか。

○教育人事企画課長 今、山内先生のご指摘のとおり、終わりの方、もともと30分、妊婦通勤時間を使って早めに帰る。今回の休憩時間を例えば15分間、これで短縮されるということで、45分早く帰ることができるということになります。

○山内委員 ありがとうございます。了解です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第7については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

6 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について

○教育長 次に議案第8号「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは議案番号8番を、お持ちの資料を用いまして「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」ご審議いただきたいと思います。こちらについては、科学館の魅力を広く伝えるために、プラネタリウムの一般投影を観覧できる招待券を発行させていただ

きます。

項番1に「発行理由」を書かせていただいておりますが、こちらは、みなと科学館条例の第12条及び港区立みなと科学館条例施行規則第4条第1項第4号に基づきまして、プラネタリウムの一般投影を無料で観覧できる招待券を発行いたします。

発行枚数は3,000枚を予定してございます。配布先は3番に書かせていただいておりますが、企画展等で協力いただける事業者、それから取材対応していただけるところ、それから区内の小学校の新入生と、あと、イベント等で配っております。

考えているのが、今年度は公立の小学校1年生に配布させていただいたのですが、来年度は私立の1年生にも配布させていただくようなことで考えてございます。あとイベントというのは、例えば何か賞をとって表敬訪問に来るお子さんたちですとか、マラソンのときにボランティアに出た子たちにもそうなのですが、こちらで、学校単位で何かを表彰されたりした場合に、お配りさせていただいたりしてございます。

有効期限なのですけれども、令和5年の4月1日から令和6年の3月31日までというものと、半期ずらしまして、令和5年の10月1日から令和6年の9月30日までとずらしてございます。ちなみに今年度は2,000枚を配ってございますが、大分好評で返ってきている感じがします。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第8号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 令和5年度港区立みなと科学館の臨時休館について

○教育長 次に議案第9号「令和5年度港区立みなと科学館の臨時休館について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは議案第9号を、資料ナンバー7を用いまして、ご説明させていただきます。こちらは令和5年度の港区立みなと科学館の臨時休館についてのことでございます。

審議内容ですが、みなと科学館条例第5条の規定に基づきまして、この後ご説明させていただきますが、港区立みなと科学館を以下のとおり臨時休館をさせていただきたいと。8月に限り、夏休み期間中の需要を想定いたしまして、条例第5条第1号で規定する休館日も開館いたしますということでございます。

項番1を御覧ください。「臨時休館日」をこちらに列挙させていただいておりますが、分かりやすく別紙をおつけさせていただいているのですが、令和5年度のカレンダー方式で書かせていただいております。こちらで鮮やかな黄色がついているところは条例による休館日となります。

今回、審議をかけさせていただきたいのが、オレンジ色になっている、メンテナンス等の臨時休館日というところがございます。こちらは、条例による休館日と臨時休館日を合わせて月に2回とすることで、プラネタリウムのメンテナンスであったりとか、特別展の準備であったりとかということをごさせていただいているということでございます。

なお、四角で囲ってある太字のところなのですけれども、5月の10日と11月の15日のところなのですが、こちらについては、年間2回ほどプラネタリウムを3日間連続で保守をしたりとか、内容について、コンテンツを変えさせていただいたりということが必要になってございますので、ここについては、5月10日と11月15日はみなと科学館は開いているのですが、プラネタリウムだけお休みさせていただきたいというところの日にちでございます。

話が戻りまして、1ページ目を御覧いただきまして、臨時開館日なのですが、こちらは8月14日月曜日が本来ですとお休みの日になるのですが、こちらは夏休み中ということもありまして、お子さんにたくさん来場いただけますので、こちらについては開館をさせていただきたいというところで、かけさせていただいてございます。

「理由」のところ、まとめてお話しさせていただきましたが、先程申しましたけれども、企画展の設営とか撤収、それからプラネタリウムの機器のメンテナンスのためにというところで、書かせていただいております。

「告示日」ですが、項番4のところに書かせていただいておりますが、令和5年3月2日を予定してございます。

2ページ目の項番5です。「利用者への周知方法」は大きく4点を考えてございます。広報みなど、港区ポータルサイトのホームページ、みなと科学館ホームページ、みなとコールによる案内と書かせていただいております。

甚だ簡単ではございますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 細かなことで申し訳ないですけど、8月15日は臨時で開館するということのようにですが、これは条例上の根拠はあるのですか。

○教育指導担当課長 資料の2ページ目のところに書かせていただいておりますが、点のところで、港区立科学館条例のところが抜粋で書かせていただいておりますが、第5条のところに「ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる」のところで、「変更し」のところが根拠となっております。

○中村委員 この「変更」の中に、休館日を開館日に変えるという趣旨を含んでいるという、そういう趣旨ですか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。了解です。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第9号について、原案どおり可決すること

にご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第9号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 報告事項

2 令和4年度港区教育委員会表彰被表彰者について

次に日程の第3「報告事項」に入ります。「令和4年度港区教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告事項2です。教育委員会報告資料ナンバー2を御覧ください。「令和4年度港区教育委員会表彰被表彰者について」です。今回、被表彰者を決定いたしましたので、ご報告いたします。

1の「概要」です。教育委員会では、区内在住または在学の幼稚園児、小学生、中学生、高校生等が、東京都大会規模以上の行事で優秀な成績を収めた場合、その功績を称えるということ。並びに、他の生徒等の意欲を呼び起こすことを目的としまして、毎年度、表彰を行っているものでございます。これは公立、私立、隔てなく表彰しております。

今回、被表彰者、個人が73人、団体が13団体に決定いたしました。こちらは基準に基づきまして、表彰審査会を実施しまして、その審査を経て、決定しているものでございます。

表彰内容は、表彰状並びに記念品を贈呈します。表彰式は令和5年2月9日木曜日、放課後の時間を考えておりまして、午後4時から午後4時45分までということで、男女平等参画センターリーブラホールの方で実施の予定でございます。

それぞれ、被表彰者名簿ということで、別紙の1をおつけしております。また、基準につきましては別紙の2をご用意しております。さらに参考資料といたしまして、審査会の委員名簿をおつけしているところでございます。報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 それでは次に「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは本日付資料ナンバー3を用いまして、「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告いたします。報告内容でございます。本件は、港区プールの衛生管理に関する条例第5条第6号及び同施行規則第12条の規定に基づきまして、プールにおける公衆衛生及び安全確保に関する措置を講じるため、港区スポーツセンタープールを休止することにつきまして、ご報告するものです。

項番1「休止理由」でございます。こちらは、プールの水を抜きまして、点検及び清掃を行いま

す。

「休止期間」でございます。2回に分けて休止期間を設けております。まず1回目が、令和5年4月10日月曜日から令和5年4月14日金曜日まででございます。2回目が、令和5年10月2日から令和5年10月6日までとなっております。

「告示日」でございます。こちらにつきましては、本日のご報告後、明日1月24日を予定しております。

項番4「周知方法」でございます。こちらは広報みなどや、区ホームページ、区Twitter等を通じまして、広く周知してまいります。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 港区立幼稚園の子育てサポート保育等の充実について

○教育長 それでは次に「港区立幼稚園の子育てサポート保育等の充実について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付報告資料ナンバー4を御覧ください。「港区立幼稚園の子育てサポート保育等の充実について」でございます。令和5年度から、港区立幼稚園の子育てサポート保育について、実施時間を現行の16時30分までから17時までに延長します。また、区立幼稚園の夏季等の休業中、冬季の冬休みも入りますけれども、区立幼稚園で園児を預かる一時預かり事業を試行的に実施させていただきたいと考えてございます。

こちらに至った経緯につきましては1番に書かせていただいておりますけれども、令和4年1月に区内在住の就学前児童がいる全世帯を対象に実施をしました「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」の結果によりますと、大体17時まで延長することによりまして、94.1%の方のご希望に沿うことができるということで、30分延長します。

また、夏休みに区立幼稚園の園児が、区立保育園を利用するというような一時利用がございまして、そういったニーズが長期休業期間中にもあるというところから、夏季等休業中にも試行で開始いたします。

裏面に移りまして、子育てサポート保育の時間延長につきましては30分の延長になります。今後、幼稚園のニーズに加えて園児の生活や成長への影響を確認していきたいと思っております。

具体的には要綱を改正させていただきます。利用料金につきましては現行の利用料金から変更しないということになってございます。

続きまして3番で「夏季等休業中の一時預かり事業の実施」でございます。保護者ニーズへの対応ということで、区立幼稚園における子育ての支援の充実の観点から、夏休みと冬休みの長期休業期間中に一時預かり事業を試行的に実施します。

なお、中之町幼稚園で実施を予定しておりますけれども、まずサポート保育の利用率が一番高い幼稚園で試行実施をさせていただくことといたしました。今後、具体的な事業内容としましては、

規定の整備をさせていただきまして、自園の園児及びほかの区立幼稚園の園児も対象とさせていただきます。実施日は夏休みの土日祝日と閉園期間となる8月の中旬で2週間程度を除き実施させていただきます。

冬休みについても土日祝日及び年末年始を除くという形で実施し、春休みは実施をしません。

定員につきましては15名。実施時間は9時から15時まで。利用料金につきましては、日額1,600円ということで考えてございます。こちらにつきましては、子育てサポート保育が3時間で800円ということで、今回6時間お預かりをするということで、その倍の1,600円という計算の仕方になってございます。

今後のスケジュールについては区民文教常任委員会に2月8日に報告をさせていただいた後、実施をしていきたいと考えているところでございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○田谷委員 時間外とか、それから夏季、冬季の休みの間、園児の育児に当たる職員というのは、どういうふうに手配しているのでしょうか。

○学務課長 サポート保育等も現在人員を別に配置しており、今回も必要な人員を配置する予定でございます。

○田谷委員 サポート保育の人員というのは、どういう企業が運営しているのでしょうか。

○学務課長 企業に委託をしているのではなく、会計年度任用講師を配置しております。

○田谷委員 そうすると、該当する育児に当たる資格を持っている職員ということになるのでしょうか。

○学務課長 事故なく対応できる職員を配置したいと考えております。

○田谷委員 ありがとうございます。今、学務課長もおっしゃっていただいたように事故のない育児を心がけていただきたいと思います。よろしく願います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5 令和5年度港区小中学生海外派遣について

○教育長 それでは、次に「令和5年度港区小中学生海外派遣について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー5を用いまして「令和5年度港区小中学生海外派遣について」の報告をさせていただきます。

「報告内容」のところに書かせていただいておりますが、令和5年度は港区小学生海外派遣は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、受け入れ先のメルボルン市が世界的に色々な方を受け入れていないということで、今回、令和5年度につきましては、同じオーストラリアなのですが、ニューサウスウェールズ州のシドニー市に変更をさせていただきます。

中学校につきましては、これまで同様に西オーストラリア州のパス市で実施しておりました。

パース市の方は受け入れをしてくださるということで州の判断が出てございますので、パースの方で実施させていただきます。

具体的に項番1のところ、ただいまお話をさせていただきましたが、(1)小学生のところの派遣先がシドニーになるということです。日程につきましては、7月24日から8月1日まで。小学校6年生の代表児童40名。中学生につきましては、8月9日から8月18日までで、区立の中学2年生の代表生徒が40名。派遣先はパース市となっています。

なお、この40という数はオーストラリアの方で決められて、州で40人以上はどこの自治体さんや国も、受け入れていないというところで40というのがマックスの数なので、このような形で決定させていただいております。

派遣先の変更理由について、先程私の方からも申し上げまして被るところもございますけれども、メルボルン市の方が派遣をコロナの関係でまだ受け入れていないという、再開の見込みがまだ立たないというところで、変更させていただきました。

2ページ目の項番3に書かせていただいておりますが、シドニー市にどうしてしたかというところで書かせていただいております。こちらについては、29年度までは実は直行便でメルボルンの方に行っていなかったという関係がございまして、シドニーに一度飛行機が着きますので、そこでシドニーは、文化的なものがたくさんあるような都市でございまして、勉強させていただいてから、メルボルンの方に受け入れをさせていただいたということがございまして、港区の派遣団にとってもシドニーはとてもゆかりがあるなというところがございます。それから治安もとても安定しておりまして、ホームステイ先がしっかりとたくさんあることや、訪問する学校も確保できるというところの見込みがございまして、そこで、そういうことも含めて選定をさせていただきました。

「今後の予定」を参考で書かせていただいておりますが、2月1日から募集を開始して、教育委員会内で選考をして審査会をして、結団式が5月15日という形になってございます。海外派遣に、先程も少し言いましたが、小学生が7月24日から、中学生が8月9日から行きまして、最終的には海外派遣の報告会というものを最後にさせていただいておりますので、それが9月9日土曜日を予定してございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 改めての確認なのですが、生徒の選考の基準と、例年の応募状況について、教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 まず選考基準はこの後、各学校と保護者の方に、この基準で行きますと言いますが、点数で何点とれるとかではなく、港区の海外派遣の派遣団員としての自覚がしっかりあるかということと、国際理解教育を理解して、日頃国際科で学んだこととか、そういうコミュニケーション力を生かしてやっていくということが、基準になってございます。

例年の応募状況でございますが、大体2.5倍とか、そのぐらいの形になってございます。

○寺原委員 ありがとうございます。とすると、英語力で差をつけるというよりは、やる気や理解の方で差をつけるということなのかという点と、各学校や地域によって、倍率に差があるのかどうかというところを教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 英語力だけではないのですが、英語力も使っていただくような形をとらせていただいております。英語は完璧にできたからいいという訳ではございません。参考までに、先程の話に少し付け足しをさせていただくと、現地で日本の文化がしっかりと伝えられるかどうか、それからコミュニケーション力を生かして自分がしっかりと伝えられるかという意欲についても見させていただきます。

2問目のご質問ですが、各学校で差があるかというところで言いますと、差はあります。大体平均すると、2.5倍と申し上げましたが、すごいところでは14倍とかそのくらいの学校もあれば、低いところでも大体2.5倍くらいです。年によっても言ったのですが、一番最近のと言うと、平成31年が最後なのですが、小学校が4.98倍でした。この年はとても高くて4.98倍で、中学校が2.95倍です。

○寺原委員 ありがとうございます。応募の偏りが、毎年学校によって高いところ低いところが色々入れ替わるということであればいいかと思うのですが、この学校は毎年すごく多いけれどもこの学校は少ないとか、そういう感じではないですか。

○教育指導担当課長 今、30年度と31年度を見比べているのですが、そういったことはないです。この年はたまたま低かったけれども、例えば例を挙げると一つの学校が、前の年が3倍だったのですが、次の年7倍になっていたりするので、そのときにいる構成メンバーによって、色々なお考えがあって応募されて、されなくてというところがあるのかと思ってございます。

○寺原委員 分かりました。ありがとうございます。

○田谷委員 私は二つございます。今日配布されたこの文言の中には、今後コロナウイルスの状況という項目がうたわれていないものですから、今8波とか、将来的に9波とか、今後そういうのが発生した場合の対応という文言をうたった、もちろんうたって、正式な申込書にはうたわれていると思うのですが、そこら辺のところをお伺いしたいのと、それから本区の場合は、非常に外国人家庭というか、どちらかが外国の方で、したがって英語が堪能なご家庭というのもしらっしゃいます。選考の際、その辺というのは、どの程度影響されるのでしょうか。

○教育指導担当課長 1点目が、発生した場合の対応は、先生がおっしゃるとおりで、今後急に拡大した場合には中止になるということもあるかもしれません。それについてはきちんと丁寧にご説明して、また先生方にもご報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

2点目の家族に関するご質問について申し訳ありませんが、もう一度、ご質問の要旨をお伝えいただけますでしょうか。

○田谷委員 家族構成的に、英語の家庭がある訳ですね。例えばお父さんが英語圏の方で、したがってその子女は非常に英語が上手ですね。そうすると、そういうところは選考に。コミュ力という意味では加味されてしまうと思うのですが、その辺のところはいかがな。そうすると、英語が

使う家庭のお子さんばかりが選考されてしまう可能性もあるかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育指導担当課長 先程、寺原委員のご質問の中でも、私の説明が分かりづらくて大変申し訳なかったなと思っているのですが、家族構成までは意識はしておらず、あくまでも個人の中でしっかりとコミュニケーション、伝えたいとかという意欲があるか、日本の伝統文化について伝えたいかというところを評価します。

ですので、語学だけができれば通るというものでもないですので、総合的に判断をさせていただくので、今、先生のおっしゃるご質問でいいますと、特にそういった構成については評価にしていないというところが回答でございます。

○田谷委員 大変よく分かりました。ありがとうございます。オーストラリア派遣、ここ2、3年なくて大変残念でした。代替えの行事も取り組まれておりましたのが。それにしてもやっぱり現地に行かれるということは大変いいことだと思いますし、毎年こうやって本区の子どもを40名ずつオーストラリアに派遣できるということは、将来的な子どもたちのためにも、またその周りの子どもたちのためにもいいことだと思いますので、ぜひとも、できる限り継続していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

6 MINATO×東京2020レガシーイベントの開催について

○教育長 次に「MINATO×東京2020レガシーイベントの開催について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー6を用いまして「MINATO×東京2020レガシーイベントの開催について」報告させていただきます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によって、2020オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦が中止してしまったりですとか、学校行事も大分日常に戻りつつありますが、制限を受けてきた子どもたちにとって、国立競技場でアスリートたちとの交流とか、自分自身もスポーツを経験したり見たりすることで、レガシーとして学び続ける契機を与えていきたいなというところで、このイベントを開催させていただきます。

「日時」ですが、項番1のところに書かせていただいておりますが、令和5年3月21日の、これは火曜日の祝日になります。午前11時から午後4時まで。少雨決行で、晴れるといいなどは思っておりますが、そのような予定です。入場につきましては、午前9時からとさせていただきます。

項番2です。「場所」は国立競技場です。会場は、図面については別紙のとおりで、後程ご説明いたします。別紙の方につけてございます。

項番3です。「対象」はこちらに書いてあるところなのですが、区立または区内私立幼稚園、小中学校の参加を希望する幼児、児童及び生徒とその保護者。それから区立または区内私立保育園の参加を希望する乳幼児とその保護者。それから、上記(1)(2)以外の、区内在住の0歳から15歳までの参加を希望する子どもとその保護者。ただし、上記以外の区民はコンテンツへの参加はできませんけれども、国立競技場に入場していただき、見学することは可能だという想定でございます。現段階では、そのような想定となっております。

タイムスケジュールはここに書いてございますとおり、11時に開会式をして、11時半に学校対抗リレーをさせていただきます。これは小中学校、各学校、チームを男女1チームずつ出させていただくような予定でございます。12時を過ぎてからですが、ファンランを実施。全力ダッシュではなくてもゆっくり2周できるくらいの時間をとってございます。そして、午後12時40分から各コンテンツの開始。今のところ予定しているのは、ラグビー体験教室やパラスポーツ体験教室などです。それから、併せて同時に、ステージでのスペシャルトークイベントの実施を考えてございます。こちらに挙げさせていただいている選手ですが、山縣亮太選手は陸上の方です。それから、野口啓代選手、スポーツクライミングの方は、もう確実に来ていただけるというところで決定しています。今、ほかの方たちも続々と交渉させていただいているところで、「他による対談」と書かせていただいています。

それから、午後3時40分に各コンテンツを終了し、3時50分に閉会式というような予定でございます。

各コンテンツについては、ラグビー体験やパラスポーツ体験、ボルダリング教室、走り方教室、100メートル走のチャレンジ、あと国立競技場のバックヤードツアーなども実施する予定でございます。その他、あとは表彰台とかの記念撮影とか、2020大会は記念品の展示とか、トーチとかそういうものも、メダルのレプリカとか、そういうものもあるのですが、そういった展示もさせていただきます予定です。

項番5です。「申込方法」ですが、1月23日に公開する、当イベントの専用サイトを出させていただきます。23日なので今日この後ということで、用意をさせていただきます予定です。

「費用に」つきましては、4,015万円で、イベントを委託させていただいて、業者が運営するという形になってございます。

今後のスケジュールのところで、今、1月23日から、本日から参加の受付を開始させていただき、2月28日に一旦締め切り。それからイベントの実施が3月21日という形になってございます。

最後ですが、「イベント開催に関わる感染症対策」ということで、当日はマスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底させていただきます。手指消毒などもしっかりさせていただくような形です。それから、(2)に開催時に緊急事態宣言等の発令があった場合には、開催が中止になることも検討することがありますということで書かせていただきました。

簡単でございますが、以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 お昼の時間を挟むような形になるのですが、昼食等というのはどのように用意したらいいのでしょうか。

○教育指導担当課長 食べるのは、お子さんたちとかはご自身で持ってきていただいたり、あとは競技場に販売する場所もございますので、そちらで購入いただいて食べていただくというような形になります。

○田谷委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 港区の子どもさんが、例えば港区外の友達とも一緒に行きたいと言って連れてくる場合は、この港区内の子どもの保護者が同伴していれば、港区外の子どもも参加できると理解してよろしいですか。

○教育指導担当課長 港区に在学しているお子さんであれば対象となります。例えば新宿区に住んでいて、港区の学校に在学しているのであれば対象となるのですが、新宿に住んでいて港区の学校に行っているお子さんについては、今回対象外になります。すいません。

○中村委員 コンテンツに参加はできないけれども、中を見ることはできるとただし書きで書いてあるのですが、そこにも入らないですか。

○教育指導担当課長 「ただし、上記以外の区民の方は」なので、対象となります。

○中村委員 では区民条件は絶対ということなのですね。

○教育指導担当課長 そうなのです。区民条件か、区民でなければ区に在学とかというところですよ。

○中村委員 分かりました。了解です。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育指導担当課長 申し訳ございません。先程、私の方で追加で一つお伝えしなければいけなかったのですが、先程バックヤードツアーの話などをさせていただいたところで、記念撮影ができた、トーチなどを置かせていただいて2020の競技で使ったものを見させていただくというところで、今メダルのレプリカについては交渉しているのですが、もしかしたらそれは置けないかもしれないので、訂正します。先程メダルもと言ってしまいましたが、今交渉中なので、もしかしたら当日、駄目と言われるかもしれないというところがありますので、そこだけお伝えさせていただきました。すいませんでした。失礼いたします。

○教育長 現在交渉中ということですね。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 7 後援名義等の12月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について

- 11 図書館の12月分利用実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 13 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について
- 15 2月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の12月使用承認について」から「2月教育人事企画課事業予定について」以上9件の定例報告については、配布の資料とさせていただきますが、各報告事項それぞれについて、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「閉会」

それでは、本日予定をしていました案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員の皆さん、また説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○中村委員 今朝のニュースでやっていたので、ちょっと気になったので聞くのですが、今、学校における動物の飼育がすごく減るという傾向があるということで、要するに職員の負担軽減で、土日とか、あるいは長い休みの時の世話の問題があるから。よく、私が小さい頃は飼育場所があっとうさぎを飼っていたり小鳥を飼っていたりとかしていたではないですか。それがすごく減っているということで、問題ではないかという、NHKのテレビのニュースで今朝7時台のニュースで報道されていました。特に大事なのは小学校だと思うのですけれども、今、小学校で19校ある中で、学校として動物を飼っているとか、そういう学校は何校くらいあるのですか。分かれば教えてください。分からなければ、調べてでもいいのですけれども。

○教育指導担当課長 すいません。正式な数は小学校は掴みきれいていないのですが、港南小はウサギがいました。現在も飼っています。結構、何校も色々な学校が飼っていたのですが、寿命がきて、長く7年とか生きて、亡くなってその後飼っていないという感じの小学校は多いです。やはりその問題としては、アレルギー対応だったりとかそういうことがあると。毛が生えている動物はぬくもりもあってとてもいいなというところがあるのですけれども。それについては、今後調査をかけていきたいなと思っています。

今、なぜそう言ったかといいますと、幼稚園につきましては6園がウサギを飼っています。あとの6園は、ウサギとかそういう毛が生えているどうぶつではないのですが、ザリガニさんとかカメさんとかを飼ってお世話するようなことをしています。

小学校についても、亡くなってからどうなったかというのを把握していないところは正直ございますので、またそこについては調査をかけさせていただいて、ご報告させていただきたいかなと思っています。よろしいところでございます。

○中村委員 では、どちらかという、自然に寿命が尽きてしまって、いなくなってしまったから

減っているということであって、あえて学校とか教育委員会の方の方針として、あまり動物飼育については、今後は減らしていこうみたいな、そういう方針があってやっている訳ではないということですかね。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。こちらとしては長期期間、今、先生がご指摘いただいたような長期休暇の時とかも、どうやって世話をするかということ、ちゃんとしてくださいということは学校にも声をかけて通知も出しています。

例えば幼稚園でいうと、留学制度とあって、お家に、いいよと言ってくださるご家庭に、土日も結構ウサギちゃんが留学して、また月曜日に戻ってきて、とかということもしているので、どちらかという大切に飼っていこうねというのは、港区としては思っているところはあります。

○中村委員 確かにテレビの報道でも、子どもたちの家庭で預かってくれるところがあると、ここに預かってもらうような形で、できるだけ動物の飼育はするような方向でやっていますみたいなところも報道はされてきました。報道はされてはいたけれども、そうですか。

獣医師会の先生方から、やはりそういう機会というのは、子どもたちの情操教育のためには絶対必要なので、絶対そういう機会は減らすべきではないと。もちろん先生方の働き方改革にも影響があるのでしょうけれども、そこは何か色々な代替方法を使って。特に幼稚園、小学校、中学校はどうかと思いますが、私もできるだけあまりそういう機会を減らしてもほしくはないなと思ったもので、質問させてもらいました。以上です。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

○教育長 それでは、今、担当課長からもお話がありましたように、改めてきちんと調査をした上で、実態も含めて、次回以降また報告をさせていただければと思います。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今回は2月13日月曜日、午前10時から。こちらは参集での開催となります。9時半から事前説明もありますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は長時間にわたりまして、お疲れさまです。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子